

北海道選挙管理委員会告示第15号

北海道選挙執行規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年3月24日

北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛

北海道選挙執行規程の一部を改正する規程

北海道選挙執行規程（平成12年北海道選挙管理委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

第130条中「第52条（裁判官の氏名の掲示）」を「第52条（裁判官の氏名の掲示等）第1項」に改める。

附 則

この規程は、令和5年3月24日から施行する。